

令和2年5月27日（水）

令和2年第5回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長：こんにちは、皆さんお疲れ様です。

新型コロナウイルス対策関係で、今月も推進委員の方々にはご出席させなくて、農業委員だけの総会となりますが、よろしく願いいたします。

議 長：ただ今から、令和2年第5回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。

出席委員は17名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則第11条により総会は成立しております。

議 長：それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、3番：野崎達男委員、4番：玉元正助委員をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の伊良部 哉主任主事を指名いたします。

議 長：それでは、日程第2議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は10件でございます。受付番号1番から10番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から10番は、別紙参考資料1ページから10ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議長：受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を1番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、上野庁舎から宮國集落向けに小さなテマカ集落の東側500mに位置し、圃場整備完了地区で譲受人は家族経営で機械等も所有してのサトウキビと畜産農家であります。

議長：次に受付番号2番と3番の現地調査の結果ならびに補足説明を7番委員をお願いいたします。

長濱委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、伊良部高校から白鳥崎向け2kmに位置し、譲受人は機械等も所有してのサトウキビ栽培農家です。

受付番号3番の説明をいたします。場所は、伊良部公民館の南側100mに位置し、譲受人はこれまで譲渡人から賃貸借してきましたが、今回は所有権移転してのサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号4番と5番の現地調査の結果ならびに補足説明を10番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、JA農協本店から高野集落向けに位置し、譲受人は機械等も所有してのウコン栽培です。

受付番号5番の説明をいたします。場所は、福山自治会集落の丸三鉦山の隣に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を12番委員をお願いいたします。

奥濱委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、友利集落から福里集落向けの東山ファームポンドの隣に位置し、譲受人は畜産業も行っていましたが、畜産は終了してサトウキビ栽培ということです。

議長：次に受付番号7番と8番の現地調査の結果ならびに補足説明を14番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、鏡原中学校から平良向けの昭和建設工業生コン工場の隣に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

受付番号8番の説明をいたします。場所は、下地中学校南東800mに位置し、譲受人は10年以上の農業経営で機械等も所有し、サトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号9番と10番の現地調査の結果ならびに補足説明を16番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号9番と10番は同じ箇所に存在しますので、まとめて説明いたします。場所は、下北公民館の西側の整備事業地区で譲受人は機械等も所有してのサトウキビ栽培農家です。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入りますが、3番・野崎達男委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いします。質疑・採決の終了後に入室・着席をお願いします。

《 3番委員退室 》

議長：改めまして、質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）受付番号1番から10番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
では、3番委員の入室・着席を認めます。

《 3番委員入室・着席 》

議 長：次に、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は、4件で
ございます。受付番号11番から14番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号11番から14番は、別紙参考資料11ページから14ページの調査書
のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満
たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説
明をお願いいたします。

議 長：受付番号11番の現地調査の結果ならびに補足説明を1番委員をお願いいたしま
す。

砂川委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は、野原越の中休み食堂から宮古製糖
城辺工場向け1kmの上原鉄筋ヤードの隣に位置し、譲受人は30年以上の農業
経営でハーベスター・機械等も所有してのサトウキビ栽培開始です。

議 長：次に受付番号12番の現地調査の結果ならびに補足説明を10番委員をお願いい
たします。

砂川委員：

受付番号12番の説明をいたします。場所は、高野集落の南東300mに位置し、
譲渡人の父親が膝痛のため、譲受人の息子に農業経営を開始させて機械等も所有
してのサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号13番と14番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号13番の説明をいたします。場所は、長中公民館の北側500㎡の圃場整備地区に位置し、譲受人は10年以上の農業経営で機械等も所有してのサトウキビ栽培農家です。

受付番号14番の説明をいたします。場所は、保良集落から吉野集落向けに位置し、譲受人は農業経営規模拡大でサトウキビ栽培農家です。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）受付番号11番から14番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は10件でございます。受付番号15番から24番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号15番から24番は別紙参考資料15ページから24ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）受付番号15番から24番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第3議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、3件でございます。受付番号1番から3番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を1番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、山根集落から上野ドイツ文化村方向500mに位置し、圃場整備地区であり譲受人は20年以上の農業経営で機械等も所有してのサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を6番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、青潮園から西側100mに位置し、譲受人は長年の農業経営で施設園芸・サトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は長北公民館から南東300mに位置し、譲受人は20年以上の農業経営で機械等も所有し、サトウキビ栽培農家です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第4議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は3件でございます。受付番号1番から3番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長：受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を1番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、上野庁舎から新里集落向けに位置し、譲受人は40年以上の農業経営で、サトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を6番委員をお願いいたします。

國仲委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、久貝赤浜土地改良区に位置し、譲受人は経営規模拡大によるカボチャ栽培農家です。

議 長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を10番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、添道集落から福山集落向けに位置し、譲受人は経営規模拡大でのマンゴー栽培農家です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第5議案第4号、農用地利用配分計画案に関する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農用地利用配分計画案は1件でございます。受付番号1番の説明をいたします。

（内容省略）

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第4号、農用地利用配分計画案に関する意見についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：休憩します。

議 長：再開します。

議 長：次に、日程第6議案第5号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、3件でございます。
受付番号1番から3番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から3番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を14番委員をお願いいたします。

仲里委員：

現地調査報告をいたします。令和2年5月12日に調査委員として15番：仲里委員、芳山会長、事務局の渡真利局長、川満次長、池村さん、仲間さんの計7名で、日程としまして、午前10時～午後3時30分まで現地調査、午後3時40分～午後4時まで事務局にて4条申請6件、5条申請11件の合計17件の調査内容調整会議を行い、調査結果として特に違反等は見受けられませんでした事を報告いたします。

仲里委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、福北集落の北側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、農振農用地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を14番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、共和マンションの西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、第1種居住地域と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を14番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は島尻集落入口付近に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、農業用施設と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第6議案第5号は原案とおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第7議案第6号、農地法第4条第1項の規定による許可後の農地転用事業変更承認申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請は、3件でございます。受付番号1番から3番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から3番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を14番委員をお願いいたします。

仲里委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、川満集落の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、宅地・団地・商業用施設等が連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を14番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、川満集落の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、宅地・団地・商業用施設等が連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を14番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、バイパス通りのドラックストアモリの横側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、学校・商業用施設等と連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。はい、10番委員

砂川委員：

駐車場等の変更であるが、計画変更図面等がありますか。

川満事務局：

近くに島の駅駐車場との使用確認賃貸契約がありますので、確認等は取れています。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：日程第7議案第6号は原案どおり決定いたしました。

議長：次に、日程第7議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読ならびに説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、11件でございます。受付番号1番から11番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から11番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明を14番委員をお願いいたします。

仲里委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、市営高千穂団地の南西に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、既存施設拡張の集落接続例外規定農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を14番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、保良教会の隣に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、宅地・障害の多い道路等に囲まれた農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を14番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、保良鉾山の横側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、農振農用地の一時転用と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、アットホームこころの北側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地で農地の一時転用、工事は継続し請負業者の変更による申請と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、アットホームこころの北側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地で農地の一時転用、本工事の延期による申請と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、袖山の北側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、農振農用地の一時転用と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、西東集落の北側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地等に囲まれた農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、友利集落の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・住宅等の連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、比嘉集落の比嘉団地の隣に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、農業用施設の例外規定と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。はい、8番委員

川満委員：

申請書には倉庫・資材置場等との申請ですが、何に利用する施設ですか？

川満事務局：

この申請に関しては、株式会社クボタのトラクター等の耐久性に対応できるか等の確認施設となっています。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、砂川中学校の西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、宅地・障害等に囲まれた農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。はい、1番委員

砂川委員：事務局に要望です。各申請書に対して、所在地の場所等を明確に示してほしい要望です。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は宮古バッティングセンターの東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、第2種住宅地域と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号11番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：日程第8議案第7号は原案どおり決定いたしました。

議長：次に、日程第9議案第8号、農地法第5条第1項の規定による許可後の農地転用事業計画変更承認申請についてを議題とします。対象となる申請は先ほど承認いただいた議案第7号の中から受付番号4番、5番となります。先ほどの承認を以て農地転用事業計画変更を承認してよろしいでしょうか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、日程第9議案第8号は原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、日程第10議案第9号、非農地証明交付申請の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の非農地証明願は、4件でございます。受付番号1番から4番の説明をいたします。

(内容省略)

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員をお願いいたします。

松岡委員：

5月19日に芳山会長、前里推進委員、事務局の松川補佐、大嶺さんと5人で現場パトロール調査を行いました。

受付番号1番の説明をいたします。場所は、池間島集落の西側に位置し、雑木等が生い茂り、岩盤等があるため農地として利用困難なため非農地と判断しました。

議 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員をお願いいたします。

松岡委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、沖縄電力の南東300mに位置し、雑木等が生い茂り農地復元は困難と確認し、非農地として判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員をお願いいたします。

松岡委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、トゥリバーから伊良部大橋向けに位置し、雑木等が生い茂り農地として利用困難であることを確認し、非農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員をお願いいたします。

松岡委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、宮古食肉センターの南西300メートルに位置し、雑木等が生い茂り岩盤等があるため農地としての利用は困難な状況であり、非農地として判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第10議案第9号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

（ 委員会規則に基づく発言等 ）

宮古島市農業委員会会議規則第21条(委員の発言)

3番：野崎委員：

事務局に対しての要望です。

1. 比嘉地区の基盤整備終了地に未耕作地がありますので、事務局としても確認して地主等に対応してほしい。
2. ユニマット事業者が内部地区（土地改良区）まで土地の売買等がされている状況ですので、事務局としても県との対応等も行ってほしい。

10番：砂川委員：

1. サトウキビを収穫していない畑が多く見られますので、事務局としても農政課等との対応をしてほしい。

川満事務局：

野崎委員からの指摘事項のユニマット事業者に関しては、農業委員会への各申請受付時に土地改良事業区等への土地売買はやめて下さいとの指示は行っていません。

議 長：ほかに発言等はありませんでしょうか。

委員：発言なし

議長：発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委員：異議なし

議長：それでは、以上をもちまして、令和2年第5回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

令和2年5月27日（水）

会 長	芳 山 辰 巳
3 番委員	野 崎 達 男
4 番委員	玉 元 正 助